

環境審査顧問会自然環境分科会
議事録

1. 日 時：平成20年12月4日（木）14：00～15：45
2. 場 所：経済産業省別館10階1014号会議室
3. 出席者：
（顧問）
渡辺主査、河野副主査、川路顧問、藤原顧問
（経済産業省）
吉田統括安全審査官、河合環境審査班長
4. 議 題：（1）環境影響評価準備書の審査について
 - i 川崎発電所リプレイス計画（更新及び増設）
 - ii 徳山製造所東発電所第3号発電設備計画
5. 議事次第
 - （1）開会の辞
 - （2）配付資料の確認
 - （3）東日本旅客鉄道（株）川崎発電所リプレイス計画（更新及び増設）環境影響評価準備書の審査にあたり、事務局より、現地調査における質問事項への回答、補足説明資料及び審査書（案）について説明があった。
 - （4）（株）トクヤマ徳山製造所東発電所第3号発電設備計画に係る環境影響評価準備書の審査にあたり、事務局より、現地調査における質問事項への回答、補足説明資料及び審査書（案）について説明があった。
 - （5）閉会の辞

6. 質疑内容

(1) 東日本旅客鉄道(株)川崎発電所リプレース計画(更新及び増設)

<補足説明資料>

意見なし。

<審査書案>

【顧問】 審査書 p11 の「クロジの採餌場所となりうる樹木」は、補足説明資料では樹林地に訂正したので「クロジの採餌場所となりうる樹林地」とするべきである。

【経済省】 修正する。

【顧問】 p6 の騒音・振動について、発生源として「循環水ポンプ等」とあるが、「等」に含まれるものは何かあるのか。なければ「等」は外すべきである。

【経済省】 事業者を確認し、記載について検討する。

【顧問】 p12 の植物について、重要な種、重要な群落がないことと、緑化を行うことが一緒に書いてあるため、記載が分かりにくいように思う。

【顧問】 別のものとして書いてはどうか。

【経済省】 検討する。

【顧問】 「実行可能な範囲で低減されている」という記載がたくさんみられるが、困難な中緑化等を行った、というような書き方にできないか。

【経済省】 法律にも書かれている言葉であるため使用している。無理なところまで対策を求めるといような意味ではなく、できる範囲でという意味で使用している。

【顧問】 「実行可能な範囲で低減されている」という表現を使うものを限定してみてもどうか。

【経済省】 事業者として何らかの環境保全措置を行うこととした場合には「実行可能な範囲で低減されている」とし、環境保全措置を特に行わない場合と区別して使用している。

(2) (株)トクヤマ 徳山製造所東発電所第3号発電設備計画

<補足説明資料>

【顧問】 準備書作成段階ではコアジサシがいる状態で調査していたが、現時点ではそういう状況にはなく、バルクターミナルの建設工事が本格的に行われてきて、コアジサシが営巣できない状況になっている。評価書の段階では、調査結果を大幅に見直す必要があるのではないか。アセス図書として残る文書になるので、準備書をそのまま評価書に抽出していった場合、これはいったいどうしたのだということになる。そのあたりを検討してはどうか。

環境影響評価法でいう対象事業実施区域についてだが、事業者はシリコンプラントも含めた全域としている。発電事業を行う部分については環境影響評価法の縛りの中で事業を行っているが、シリコンプラントは対象事業実施区域としているにも関わらず、どんどん大きくなっている実態では、アセス法の取り扱いをどうするのか、対象事業実施区域のあり方をどう考えるのか、ということが出てくる。当然、対象事業実施区域をどこに設定するかによっては緑化の面積率が大幅に変わってくる。そのあたりの考えを整理しなければならない。例えば、別の案件ではかなり大きな領域を関連会社が占めていて、その一部で発電事業を行い、そこだけを対象事業実施区域にして、その区域を対象としたアセスを行っている。本体の部分はいじらない。シリコンプラントは電気を必要とするので関連付けてあるのだが、その時に発電プラント以外の工事はいったいどうするのか、その時のアセスはどう考えるのかという問題が不鮮明で分からない。次から出てくる案件に対しては、そのあたりをどの様に考えていくのか、考え方を整理する必要がある。

【経済省】 コアジサシについては、営業が確認された周回道路はしばらく残るようである。周南バルクターミナル事業は別の事業者がやっている計画なので詳細は定かではないが、評価書でも同じ記載ということもあり得る。いずれにしても、少なくとも評価書段階での状況を踏まえていただき、どのように考えて評価を行うのか、変化していく現況についての記載を検討いただくよう伝える。

対象事業実施区域については、案件ごとに事業の運用形態が異なっており、本案件は準備書段階まで進んでいるのでこの内容で進めたい。自家発の場合、発電設備は工場地帯にあるものの、どちらかといえば付随的な設備の位置づけである。アセス法の対象はあくまでも発電設備の設置であり、当方は発電設備を対象に見ていくことになる。発電設備計画地と対象事業実施区域との線引きについては、今回の場合シリコンプラントの予定地部分を対象事業区域から外すという考え方もあったかも知れない。今後個々のケースごとに判断し、説得力のある考え方が示せるよう留意していきたい。

【顧 問】 いろいろ複雑な状況が考えられるが、電力会社のような大きな発電プラントの場合は発電事業ということで広大な面積の中でリプレースしたり新しく増設したりする行為があるが、基本的に全部の領域が対象事業実施区域になり、電力会社の場合はある程度環境影響評価法に照らしてそれなりに対応していると思う。事業者間のギャップが無いよう、基本的に環境影響評価法の基本精神が遵守されるような方向性にできるだけ御指導いただきたいと思う。

【経済省】 今後検討する。

【顧 問】 補足説明資料に関する質問ではないが、準備書の審査としてコメントさせていただくと、準備書のp8.1.5-5で、生態系の上位性の観点から注目種を選定

するやり方としてマトリックス表をまとめている。これは他のアセスで、他の事業者でもやっているのを見たが、このマトリックスの中の最後の欄で「生態に関する知見が多く、調査の手法が確立されていること」という項目を設定することの意味が分からない。これに○◎△を付けることで恣意的なことが行われているとすれば、これは公平な環境アセスが行われているとは言えないと感じる。今回トクヤマの場合は幸い「当該区域の生態系の上位に位置すること」とか「影響を受けやすいこと」とかいろいろな項目を含めるとミサゴが一番であるとなっているが、最後の項目では必ず鳥が◎になっている。哺乳類になると○、両生類や爬虫類になると△になってしまう。これを考慮に入れてしまうと、調査をし難い種というのは生態系として関係ないと受け取られかねない。私の意見であるが、この項目は不要と思う。実際に前の方の項目に△があり、最後の項目に◎があると、その種について生態系の上位種として調査をすることも有り得ることで、既成事実として出していることに問題がある。

【経済省】 趣旨としては、評価をするにあたり調査をしなければならないという時に、現地調査をしやすいものということを考えてのことだと思う。生態系の項目のため、動植物の項目とは微妙に扱いが違うかと思うが、確かにこの理由で対象から落としていくのは問題があると思われる。

【顧問】 現実に言うと、この「イタチ属の一種」は○しか付けられていないが、小さい罟だけ仕掛けて、ネズミしか捕まらないのでは話にならない。イタチ用の罟を仕掛ければ簡単に捕まるし、写真を撮ろうと思えばイタチなどすぐに写真が撮れる。現在は調査方法も発展している。そういう知見が入ってなくて、鳥はやり易いだろうというところで○◎△を付けているとしたら常に同じ位置付けにしかならないので意味がない。

【経済省】 これは我々の手引きを参考に事業者が行っていると思われるが、今後検討したい。

【顧問】 説明済資料の中で今後気を付けてもらいたいことがある。植物名はカタカナで書くことになっている。p43、p44 のコウライシバは漢字で「高麗芝」と書いてある。今までも審査する時は公文書として全てカタカナで書いていただいている。今後も注意して指導していただきたい。

【経済省】 拝承。

【顧問】 参考までに、緑化率は何%位になるのか。面積が 2,000 m²必要だと書いてあるが。

【経済省】 工場立地法が制定された時に既に工場があったため、今回は増設される部分に対して何%という考え方で設定されている。詳しい内訳は示していないが全体の面積の 15%を取るということではなく、移行措置的な考え方で必要な面積を出している。

- 【顧 問】 何となく 2,000 m²を図面でみると十何%よりやけに少ないのではないかと思うが。
- 【経済省】 対象事業実施区域全体からすると面積が少なくみえるが、今回は今申し上げた面積の求め方で考えている。
- 【顧 問】 石炭火力でもあるし、環境に気を遣っており、実行可能な範囲で最大限の努力をしている姿勢を是非見せてほしい。ベルトコンベアーの緑化は大々的にできて、しかも見栄えがよろしいし、大変事業者にとってもPR効果が大きいと思うので是非ご検討いただきたい。
- 【経済省】 ベルトコンベアーがあるが故に難しい等困難な理由もあるかも知れないが、ご意見を事業者伝えて検討いただく。
- 【顧 問】 粉じんによる汚染がある場合の緑化では、多層を形成している緑地がもっとも粉じんを吸着した結果を現地調査から得た。多層を形成している緑地だと中間層にたくさん溜まっている。すなわち、粉じんが一度樹冠に落ちてきて、風や雨で流されて下の層にたくさん吸着してくれる。したがって、ただ単に木を植えればいいのではなく、最初は小さい苗木でも、3年から5年でそれが層分けになるように、地域の自然種を密植・混植して、3年後あたりから将来にかけて森林を形成するように造っていただくと良い。単に大きな木を植えるのではたくさんの費用がかかるが、自然林構成種の高木・低木の苗木を、多種・混植・密植することが、塵埃を吸着させるためのものという意味では、特に石炭を使う場合は重要になる。そのあたりを指導していただくとよろしいかと思う。
- 【経済省】 事業者にとっては、スペースの問題、コストの問題があるかと思う。
- 【顧 問】 20mというと結構スペースがある。
- 【経済省】 緑地が分散しているが、ここは出来るだけまとまった形の緑地を、ということ伝えてたい。

<審査書案>

- 【顧 問】 「原状を回復する」というのは昔ではなく今の現状に回復することではないか。「原」の字で5ヶ所、p10、12、13、14に記載があるので、今の状態に戻すという表現に修正いただきたい。
- 【経済省】 確認させていただく。
- 【顧 問】 p13に「植生群落」とあるが、「植生」も「群落」も集団を意味するので、集団集団という表現になってしまう。「植物群落」が正しい。
ミゾコウジュの生育環境をどのように持続させるかについて2箇所、p12,17で記載があるが、「新たに緑地を造成して工場立地法で定める緑化率を確保することにより植物の生育環境を創出すること」から、「ミゾコウジュの生育環境への影響は少ない」としているが、新たな緑地はミゾコウジュには関係な

いので削除いただきたい。

【経済省】 これは植物一般のことなので削除する。

【顧問】 「定期的な草刈りによる他の先駆植物の生育を防ぐこと」の記載は、ミゾコウジュだけを残して他の草を刈る、ということかと思うが、草刈りに関しては、本来は秋に皆枯れてしまった時に草刈りをして春先に光を当てる、というやり方が一番良いのだが、ミゾコウジュ自体は高くない。現地を見ていないので状況は分からないが、それだけを残して刈って乾燥したらだめになってしまう。そのあたりは現地の状況に応じて、ミゾコウジュが生育している生育地に応じて管理をして持続させる、という言葉にすれば、適切な管理が認められるはず。それだけ残しても環境が変わってしまうと残せない。現地を見ていないのでどういう植物と一緒になのか分からないが、この点はきちんとされた方が良くと思う。

【経済省】 おそらく御指摘のとおりと思われるが、ここは準備書の表現をそのまま持ってきている部分もあるので、確認して出来るだけ詳しく説明するような対応を取りたい。

【顧問】 審査書の工事の文言で、動物のところ、例えばp12に「東3号発電設備計画地は既存の敷地を利用することにより地形改変及び樹木の伐採を行わない」とあるが、確か樹木は無いのでは。

【経済省】 ほとんどないが、対象事業実施区域のエリア内には樹木は若干あるということで、あまり直接関係していないが、それを記載している。

【顧問】 発電所建設予定地の周辺に樹木はほとんどないので、敢えて入れる必要があるのか。

【経済省】 無いわけではないので現状の記載のとおりとしている。

【顧問】 お任せするが、簡略化するのならば無いのだから考えなくて良い、というイメージであり、伐採はない、切るものがないのだから削除しても良いのではないかと思う。

【顧問】 管理上樹木を間引いたりするケースもこれから出てくると思うので、あまりこれを安易に頻発してしまうと、今度管理する時にクレームがつくおそれもある。

【顧問】 枝打ちをするときに、切らないと書いてあったのではないかとされるのではないか。

【経済省】 そのようなことはないだろうということで、今回はこの準備書の記載となっている。

【顧問】 これに関連して、p15の下から5行目に「工場立地法で定める緑化率を確保する」とあるが、そもそも工場立地法の主旨として動物の生息環境に配慮しているか定かでないので、こういう使い方をしない方がよろしいのではないか。

- 【経済省】 緑地の造成、くらいまでにしておく。
- 【顧問】 植物の「生育環境」という表現が何回か見られるが、環境とは生育地そのものことではないか。「環境」が必要ない場合は誤解がないように取っておく方が良いのではないか。
- 【経済省】 植物の「生育地」とする。
- 【顧問】 全般的に、我々研究者からすると生息環境、生育環境にはいろいろなファクターがある。それを生息環境、生育環境という言葉で安易にアセスの中で使い過ぎていて、いわゆる生息場所を造るとかいう大雑把な意味合いのこととして使われていて、我々が研究者的な立場からみると生息環境を本当に調べているのか、という意味合いになってしまう。適切な生息環境、生育環境は何か、となると、逆に準備書の中でその辺りのデータはなく全然読み取れない。この点からも表現を厳密に考える必要があるのではないか。今ご発言があったように、緑化をして緑地を造るとか具体的なイメージで書かれた方がよしいのではないかと思う。
- 【経済省】 検討する。
- 【顧問】 p19の上から2行目、「飛翔への影響は、東3号発電設備計画地における飛翔は確認されたが、現地調査結果から主要な飛翔経路ではないと考えられる。」とあるが日本語がおかしい。これは準備書の中では「飛翔への影響は」を一番後ろに付けて「飛翔への影響は少ないと考えられる。」という文章になっているので、準備書から採られるのでしたら直していただきたい。
- 【経済省】 修正する。
- 【顧問】 準備書のとおりに記載しなければならない、ということではないと思うが、p13の中央付近「とまり場及び食餌場への影響については、」のところをここのところだけ「食餌場」と書いている。他のところは「採餌場」となっている。準備書もこのところだけ「食餌場」となっているので、特別な意味が無ければ「採餌場」にした方が良くと思う。
- p11の下から2行目、コアジサシのところ「採餌は対象事業実施区域の周辺海域で5月～8月にかけて確認され、確認例は少ないものの海域の対象事業実施区域付近でも確認された。」とあり、確認が連なるので、「対象事業実施区域の周辺海域では5月～8月にかけて確認され」は不要ではないか。「海域の対象事業実施区域付近で少ないものの確認された。」であれば良いと思う。
- 【経済省】 確認の上訂正させていただく。
- 【顧問】 p19の景観の中央付近で、「周辺工場等の印象が強い景観」とはどういう意味合いか。「眺望景観への影響は少ない」とのつながりが分かりにくい表現になっている。
- 【経済省】 予測5地点を集約した記載となっている。例えば太華山のような遠景だと施設全体が工業地帯に埋もれてしまうところもあれば、もっと近い地点で周辺

環境と調和しているから影響が少ないところもある。それぞれの結果をひとつにまとめて書いているために、内容がぼやけた感じになってしまったかも知れない。周辺工場の辺りの記載はもう少し説明を加える方向で検討したい。

【顧問】 p14の下から10行目で、「アクセスルートにおける工事関係車両等の占める割合は、それぞれ0.4%及び0.6%である。」は「それぞれ」からの流れでは「及び」を使わず「、」にした方がよろしいかと思う。

【経済省】 検討する。

【顧問】 確認だが、「生息環境への影響は少ないものと考えられる。」と「実行可能な範囲で低減されていると考えられる。」というのは明確な使い分けをしているのか。

【経済省】 環境保全措置が明らかな目的を対象にやっているものについての評価結果では「実行可能な」という表現を使い、全く関係ないわけではないが直接的ではないものについては「実行可能な」の表現を使わないようにしている。明確な使い分けは難しいが我々の方でそうした仕分けをして、使い分けている。

【顧問】 工事区域の設備の配置のところで、工事区域を最小限にするということが低減ということになるのか、他のところでは必要最小限とすることから生息環境に影響が少ないとも書いてあるし、どこまでが低減措置なのか。

【経済省】 我々の環境影響評価の審査基準では、安全規制のように数値的基準はなく、原則が実行可能な範囲で低減すること、という基準となっている。我々としては審査書を書くときには指針の裏返しの書き方で審査書を書く習慣を持っている。部会等で顧問の御指摘をいただき、書き方が適切ではないものについては、ケースバイケースで可能な範囲で修正させていただいている。

たとえばp10のカワウのように、飛翔が確認されたが繁殖行動も採餌も確認されなかったものについては、環境保全措置は何かしらの効果があるとしても対象事業の実施による影響があまりないと思われるので影響が「少ないもの」とし、採餌が確認されているものについては、工事区域を縮小することが影響の低減につながっていると思われるので「実行可能な範囲で低減される」とするような使い分けをして書いているつもりである。どこで線引きするかは主観的判断となっているため、ばらつきのある印象を持たれることはあると思う。

【顧問】 要するに、採餌が繁殖すれば影響を「低減される」、止まりか飛翔ならば影響は「少ない」、ということで線引きしている訳か。

【経済省】 渡り鳥だから影響は「少ない」、としているものもある。

【顧問】 了解。

以上